

# いばらきパラアーティストフェスティバル 2026 (旧ナイスハートふれあいフェスティバル)

## 作品販売実施要領

### 1 販売物の種類等

- (1) 販売物の種類は、会場で加熱調理を要するものを除く食品【野菜類、菓子類（パン、クッキー等）、味噌、漬物等のみ】、陶芸品、織物、縫製品、手芸品、紙製品、手工芸品、木工品、日用品、植物等とし、割り当てられた販売スペースに陳列可能な量・大きさとする。

※サンドイッチや惣菜パン（菓子パン以外）は、衛生管理上のリスクを考慮し、販売できないものとする。

※その他、販売にあたり温度管理が必要な食品を販売する場合は、温度計を利用する等、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を徹底してください。詳細については、各保健所へご相談ください。

なお、販売する食品については、それぞれの食品についての食品営業許可を受けた施設において製造・加工されたもので、容器包装（パッケージ）された食品のみとする。

- (2) 消費者に向けて、食品を容器包装に入れて販売する場合、食品表示法の規定に基づき表示しなくてはなりません。

例えば鶏卵の場合、表示が食品表示法等で規定されており、次の事項を表示すること。①名称（例：「鶏卵」）②賞味期限③保存方法（例：お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください。）④使用方法（例：「生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分に加熱調理してください」）⑤採卵又は選別包装を行った施設の所在地⑥採卵又は選別包装を行った者の氏名（法人の場合は法人名）⑦原産地（国産又は都道府県名称等、鶏卵場の名称・住所の表示により原産地表示に代えられる）⑧内容量の表示が必要です。加工食品を販売する際、次頁で示した事項の表示が必要ですが、特に「アレルゲン（特定原材料）、添加物、消費期限又は賞味期限、製造所」の表示は消費者の健康にとって重要な事項（衛生事項）になる為、留意して表示してください。

- (3) 缶や瓶に入れて販売する製品（ジャム等）に関しては、その方法により「密封包装食品製造業」の許可が必要となる場合があります。詳細については、各保健所へご相談ください。

### 2 販売物取り扱い及び注意・保証等

- (1) 販売しようとする物は、できるだけ障害者が制（製）作したものに限るものとする。
- (2) 販売する食品について、保健所の届出関係により、申込以外の新しい品目を追加することは原則できないものとする。※ 数量変更は可
- (3) 市販のキャラクター製品は販売できないものとする。
- (4) 販売物については販売（生産）者が責任を持って保証（不良品の交換等）することとする。
- (5) 消費者に何らかの問題が生じた場合、販売（生産）者の責任となるため、衛生面には十分注意することとする。

※容器包装に入れて加工食品を販売する際は、食品表示基準第3条に基づいた表示をしなければなりません。

※栄養成分表示も必要ですが、小規模企業者に関しては省略することが可能です。

※申込終了後、参加団体が決定いたしましたら、後日加工食品の表示を提出していただきます。

※加工食品の表示の提出については、参加団体に追ってご連絡いたします。

●加工食品は、下記の表示（食品表示基準別記様式1）が必要になります。

- ・名称 ← 一般的な名称を表示（商品名ではありません）
- ・原材料名 ← 重量割合の高い順に最も一般的な名称で表示
- ・添加物 ← 原材料に「/」の記号を用いて区分し、重量割合の高い順に表示
- ・原料原産地名 ← 重量割合の最も高い食品に対して原料原産地名を表示
- ・内容量 ← g、個、ml 等、表示。計量法により規定のある食品（密封特定商品）は当該規定に従って表示
- ・消費期限又は賞味期限 ← 品質の劣化が早い食品は「消費期限」、品質が比較的長く保持される食品は「賞味期限」
- ・保存方法 ← 「直射日光を避け常温で保存」「10℃以下で保存」等、流通、家庭等において可能な保存の方法を表示
- ・原産国名 ← 輸入品の場合、国名を表示
- ・販売者 ← 「表示責任者」の氏名又は法人名等名称、及び住所を表示
- ・製造（加工）所 ← 「最終的に衛生状態を変化させた場所」について、氏名又は法人名等名称（※屋号は不可）、及び所在地を表示  
※販売者（表示責任者）と製造（加工）所が同一の場合「製造（加工）者」のみの表示で両者の要件を満たした表示になります。

●栄養成分表示は下記の表示（別記様式2：義務表示事項）が必要になります。

（※小規模企業者は省略可能です）

◎栄養成分表示（食品単位当たり）←100g 当たり、1 包装当たり 等

熱量 kcal

たんぱく質 g

脂質 g ←熱量～食塩相当量まで、表示の順番を変える事は不可

炭水化物 g

食塩相当量 g ←食塩相当量＝ナトリウム量×2.54÷1000

※文字は8ポイントの活字以上の大きさで表示してください。（容器包装の大きさ 150 cm<sup>2</sup> 以下の場合 5.5 ポイント以上の活字以上の大きさが可能）

※期限表示は手書き不可です。

※一つずつ包装し、包装の上に表示してください。

※詰合わせの加工食品（菓子詰合わせ等）は、詰合わせの包装にも全商品の表示が必要です。

※詳細は消費者庁（早わかり食品表示ガイド）又は

茨城県保健医療部生活衛生課の HP（茨城県食品表示ガイド）を御参照ください。

※食品表示法により罰則が生じる場合がありますので充分ご注意ください。

●最新の食品表示基準の改正等について（抜粋）

○アレルギー表示に係るルール改正等

- ・アレルギーを含む食品の特定原材料（義務表示）の表示について、R8年4月にカシューナッツが追加されました。経過措置期間はR10年3月末迄です。

義務表示の対象品目は「えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）」の9品目となっていますので必ず表示してください。

また、特定原材料に準ずるもの（推奨表示）の表示に、ピスタチオが追加されました。推奨表示の対象品目は（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）の20品目ですが、可能な限り表示するように努めてください。

- ・表示方法は個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能。一括表示する場合は、一括表示欄に、その食品に含まれる全てのアレルギーを表示する（一部に○○・▲▲を含む）必要があります。

○個別品目ごとの表示ルールの改正

- ・「個別品目ごとの表示ルール見直し検討会」における検討の結果を踏まえ、消費者に理解しやすい表示を目指した所要の改正。（例：冷凍食品、果実飲料等）  
経過措置期間はR12年3月末迄です。

3 申込方法

- (1) 販売を希望する者は、様式5「作品販売出店申込書」（以下「出店申込書」という。）により、居住地の市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長に申し込むものとする。また、食品を販売する場合は、食品を取り扱う者（調理等を含む）全員について、腸内病原細菌検査の写しを併せて提出するものとする。ただし、販売当日に取り扱う食品類が全て容器包装（パッケージ）されている場合及び野菜類についてはこの限りではない。

※ 腸内病原細菌検査は①赤痢菌②サルモネラ菌（チフス・パラチフス・非チフス性サルモネラ）③大腸菌O157の検査要件を満たし、できるだけ直近（販売日の半年以内は可）の物とする。

※ 食品を販売する場合は「食品営業許可書の写し1部」を同時に提出するものとする。

- (2) 市町村障害福祉担当課長、又は利用している障害福祉施設長は、（1）により出店を希望する者があった場合、出品物を取りまとめた「様式5出店申込書」の写し1部を、茨城県障害者スポーツ・文化協会あて、令和8年10月5日（月）までに提出するものとする。※17時必着（FAX不可）

申込み期日を過ぎてからの申込みはいかなる理由であっても受付いたしません。期日の厳守をお願いいたします。※ 申込書の送付後は、必ず電話連絡のうえ送付の確認を行う。

- (3) 申込多数の場合は、いばらきパラアーティストフェスティバル2026運営委員会（一般の部）作品販売部会において、出店数等を調整する。

申込み先：〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6（県庁13階）

茨城県障害者スポーツ・文化協会

TEL029-301-3375

FAX029-301-3370

#### 4 搬入・搬出等

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 日程   | 令和8年12月5日（土）                         |
| 搬入時間 | 午前8時から                               |
| 搬入場所 | ザ・ヒロサワシティ会館 大ホールロビー又は中庭              |
| 販売時間 | 午前9時00分～午後3時00分<br>(式典中の時間は販売を休止する。) |
| 搬出時間 | 午後3時00分から                            |

※1 作品販売部会の指示により、搬出者自らの責任のもとで、速やかに搬出するものとする。

#### 5 設営・販売

- (1) 販売会場は、いばらきパラアーティストフェスティバル 2026 運営委員会（一般の部）で選出された作品販売部会が事前に設営する。
- (2) 4により搬入された販売物の陳列については、適宜作品販売部会の指示を受け、搬入者自らの責任のもとで、速やかに陳列するものとする。
- (3) 「出店申込書」の作品販売の種類と当日の販売物が違った場合には、販売の差し止め及び販売物を一時預かる場合があるものとする。（申し込みをしない食品類を販売する等）

#### 6 留意事項

- (1) 販売期間中における販売物の損傷について主催者は、損害賠償の責任を負わない。
- (2) 自らの販売物に関するゴミの回収を行うこと。
- (3) 障害のある人も社会参加しやすくするための「合理的配慮の提供」に取り組むこと。

##### ※合理的配慮の提供例

- ・メニューや商品表示を分かりやすく説明したり、写真を活用して説明したりする。
- ・ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く（手書き文字）など、コミュニケーションにおいて工夫する。
- ・金額が分かるようにレジスターや電卓の表示板を見やすいように向けたり、紙等を書いたりして示すようにする。